

免税システムPIE VAT 申込方法および必要書類一覧

免税システムPIE VATをご利用いただくためには、[所定のフォーム](#)でお申込みをお願いいたします。お申込みにあたり、同意確認事項を承認、同意いただく必要があります。承認・同意いただけない場合はお申込みいただけませんのでご了承ください。なお、税務署への申請を自社にて実施される場合、下記添付書類は不要です。

税務署申請の代行を希望される場合の添付必要書類

#	必要書類	備考
1	販売場の見取図	物件間取図、平面図等に、店舗スペースへの出入り口、ならびにレジの位置を示したもの。
2	事業内容が確認できる資料	会社案内やホームページに掲載されている会社概要など。
3	販売店舗で発行されるレシートの雛形	POSレジから印刷したレシートなど。 (店舗名が明記されており、確認可能なもの)
4	販売店舗の取扱商品が確認できる資料	取扱商品リスト、商品カタログなど。 (ECサイトやホームページに掲載された情報でも可)
5	販売店舗の賃貸契約書	スキャンデータ、コピー可 (自社所有の店舗の場合は提出不要)

【留意事項】

- 税務署の指示により、以下資料の提出が必要になる場合があります。その場合、貴社から申請先税務署に直接ご提出いただきます。
 - 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）：スキャンデータ、コピー可
- 税務署へ申請の際に以下の書類を弊社で準備し、提出しております。
 - 免税販売の方法を販売員に周知するための資料（免税販売手続マニュアルなど）
 - 許可を受けようとする販売場において購入者への必要事項説明のための案内資料等

PIE VAT申込に関するよくある質問

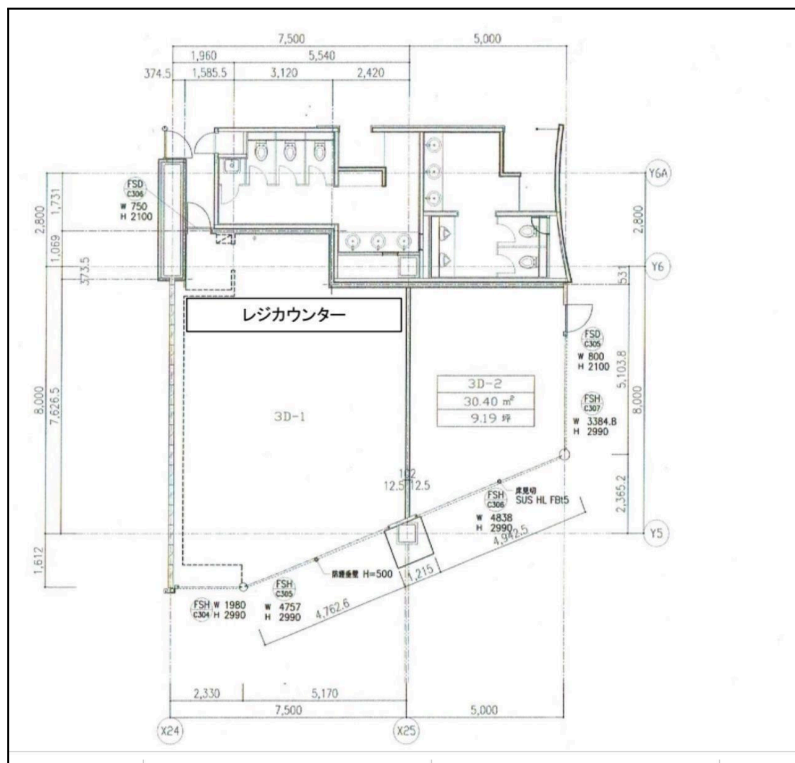
1. 申込手続きの流れを教えてください

全体の流れは、「[PIE VAT（免税電子化アプリ）一般型のお申し込み方法](#)」よりご確認ください。

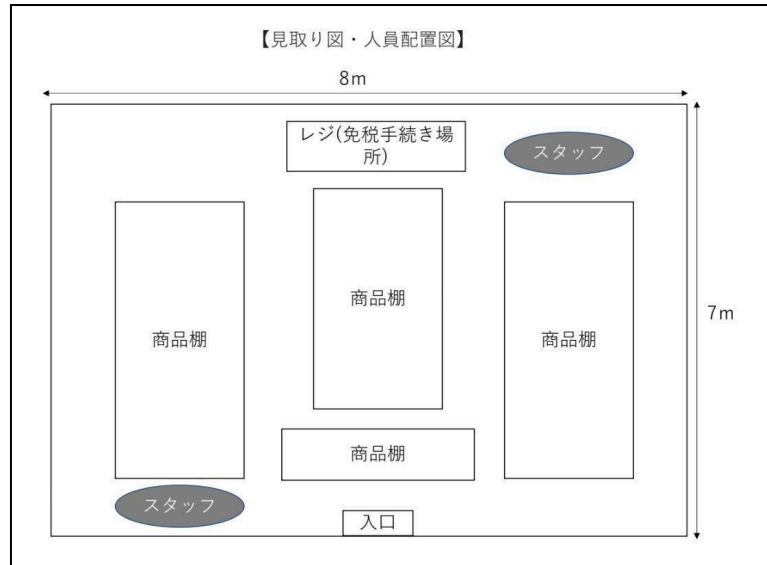
2. 販売場の見取図とはどのような書類ですか。

商業施設ご入居の際の物件間取り図や、内装工事の際に作成されております販売場の図面など、または簡易的にPowerPointやイラスト作成ソフトなどをご利用いただき作成いただいても問題ございません。図面には、お客様の出入口、並びにレジカウンターの位置を图示してください。（以下の例をご参照ください）

＜例1：売り場図面にレジの位置を追記する場合＞

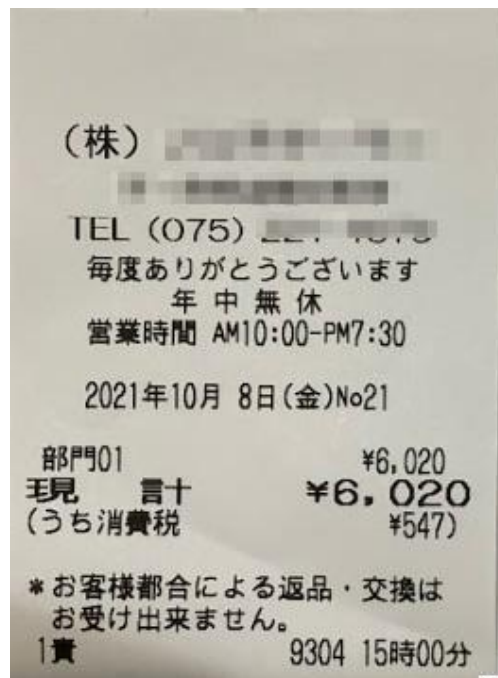


＜例2：PowerPointやイラスト作成ソフトなどで簡易図を作成する場合＞



3. 店舗で発行されるレシートの雛形とはどのような書類ですか

現在、店舗でご利用のレジで発行されるレシートのスキャンイメージをお送りください。また、下図の例のように、レシートの商品名・ラインアイテム表示欄に販売商品の内容が表示されないタイプのレシートの場合、免税購入された商品内容を読み取ることができないため、事前に商品分類を弊社から確認させていただくか、または、実際に販売される商品の内容の記載をお願いさせていただきますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。



4. 販売場の取扱商品が確認できる資料（取扱商品リスト、商品カタログなど）がないのですが、どうすればよいですか。

もし、Webサイト上で販売商品のご紹介をされているようでしたら、そのWebサイトのURLでも代用可能です。または、店内に陳列されている商品の写真を撮影していただきご提出いただくことでも代用可能となります。

5. 既に免税販売を実施しており、承認送信事業者を変更する場合には、どのような資料を提出すればよいですか。

以下の資料の提出が必要となります。

- 現在、承認をうけている輸出物品販売場識別符号通知書
- 購入記録情報の提供方法の届出書の控え

6. ポップアップショップおよび催事で出店する場合でも、PIE VATを使用して免税販売することは可能ですか。

期間限定で出店する場合、もしくは出店期間が7ヶ月以内の場合、臨時販売場制度により免税販売することは可能です。

詳細：[臨時販売場制度による免税販売](#) *専用お申込みフォームからお申込みください。

